

## 「京都市定住・移住応援団」との連携促進及び定住・移住促進事業創出支援業務に係るプロポーザル募集要項

「京都市定住・移住応援団」との連携促進及び定住・移住促進事業創出支援業務の委託に関し、次のとおり受託希望者を募集する。

### 1 募集趣旨

京都市では、担い手不足やまちの活力の低下など、まちづくりに大きな影響を及ぼす人口減少にできる限り歯止めをかけるため、本市への定住・移住促進に取り組んでいる。

この取組の一環として、本市の定住・移住促進に向けた取組に賛同し、応援いただける企業・団体等からなる「京都市定住・移住応援団」（以下「応援団」という。）を創設し、若い世代から「京都で働き、暮らし、子育てしたい」と選ばれる都市を目指して、各企業・団体等が持つアイデアやノウハウをいかし、公民連携で本市への定住・移住の促進に取り組んでいる。また、応援団同士及び応援団と本市各部署とが連携を密にし、公民連携による定住・移住促進に向けた取組が一層加速するよう、公民が共創するためのプラットフォーム「京CLASS」（本要項の別紙参照）を構築している。

本業務は、応援団及び本市各部署等をはじめとする関係者の連携の更なる深化を促進するとともに、公民連携による新たな定住・移住促進事業の創出につながるよう、共創プラットフォーム「京CLASS」を効果的に企画・運営するものである。

なお、本業務の実施に当たっては、市内外の民間事業者・団体等とのネットワークや団体間の連携促進に関する専門的な知識、優れた企画が求められるため、企画・提案に係る創意工夫、これまでの取組実績や運営体制等を総合的に審査するプロポーザル方式により事業者を選定する。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3 委託業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

### 4 委託金額の上限

3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、業務の提供に当たり発生する全ての費用を含む（追加費用の請求は不可）。

## 5 参加資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、次のアからエに掲げる条件を満たす者であること。
  - ア 参加申込日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
  - イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。
  - ウ 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
  - エ 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (2) 前号に該当せず、かつ、次のアからケに掲げる条件を満たす者であること。
  - ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - ウ 引き続き1年以上、当該業務を営んでいること。
  - エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
  - オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
  - カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
  - キ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
  - ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
  - ケ 前号イ、ウ、エに掲げる条件を満たすこと。

## 6 提出資料

- |                                   |             |
|-----------------------------------|-------------|
| (1) プロポーザル参加申込書【第1号様式】            | 1部          |
| (2) 提案書【任意様式】                     | 3部          |
| (3) 見積書【第2号様式】及び見積明細書【任意様式】       | 3部（原本は1部で可） |
| (4) 個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書【第3号様式】 | 1部          |

なお、「5 参加資格」(2)に該当する参加希望者は、以下の書類を合わせて提出すること。

- (5) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
- (6) 「5 参加資格」(2)エ、オを証明する納税証明書（オについては、京都市内に事業所等が所在する場合、若しくは固定資産を所有する場合のみ）
- (7) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）【第4号様式】
- (8) 「5 参加資格」(2)キを証明する免許等
- (9) 京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書【第5号様式】

## 7 提出資料に関する補足

- ・ 「6 提出資料」(1)、(3)、(4)、(7)及び(9)の様式は別添の様式を利用すること（第1～5号様式）。
- ・ 「6 提出資料」(2)については、自由様式とする。ただし、大きさはA4サイズとし、中綴じ・冊子タイプの装丁は避けること。内容については、別紙「仕様書」に定める委託業務の内容を達成するための手法・企画等を積極的に提案するとともに、本業務を遅滞なく円滑に遂行するための人員等の実施体制、類似業務の受託実績（契約期間、業務内容、受託金額）が分かる資料及び会社概要を合わせて提出すること。
- ・ 「6 提出資料」(3)については、間接経費を含め、別紙「仕様書」に定める業務の項目ごとに費用の内訳が分かるように詳細に記載すること。
- ・ 「6 提出資料」(5)及び(6)は、発行年月日が提出前3箇月以内のものを提出すること。なお、写しでの提出も可とする。
- ・ 「6 提出資料」(6)のうち、「5 参加資格」(2)エを証明する納税証明書については、法人の場合は納税証明書「その3の3」、個人の場合は納税証明書「その3の2」を提出すること。

## 8 提出期限、提出先等

### (1) 期限

令和8年3月23日（月）午後5時まで

### (2) 提出方法及び提出先

「14 プロポーザル参加申込書等提出先及び質問先」の宛先へ、書面を持参又は郵送（提出期限までに必着）にて提出すること。

### (3) 注意事項等

ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

イ 提出された書類等は、参加者に返却しない。

ウ 提出期限以降における書類等の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により、京都市の承諾を得た場合以外は認めない。

エ 公文書公開請求等があった場合、提出された書類等を公開することがある。

## 9 質問及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、「14 プロポーザル参加申込書等提出先及び質問先」のメールアドレスに送付すること（質問の受付は、令和8年3月16日（月）午後5時まで。電話不可）。

質問に対する回答については、令和8年3月17日（火）を目途に、京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載する。

## 10 審査

プレゼンテーションは実施せず、書類審査のみとし、事業者の選定のために組織する審査委員会（総合企画局人口戦略室長、住むなら京都推進課長、住むなら京都推進係長の3名で構成）が審査を行う。

採点に当たっては、「11 審査基準」に掲げる項目ごとに採点を行う。

なお、応募事業者が1事業者であった場合も、企画提案内容を審査、採点のうえ決定する。また、受託希望者の最高点が180点（300点満点）に満たない場合は、再度プロポーザルを実施する。

## 11 審査基準

提案書について、以下の項目について採点のうえ各項目の合計点で順位を決定し、最も順位の高い事業者を受託候補者として選定する。

なお、採点結果が同点の場合は見積金額が低い者を上位とし、それでも順位が決定しない場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

### <採点項目>

評価項目	配点	評価のポイント
課題解決力	40点 (各10点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務に係る目的の理解、視点、姿勢は適切か。</li><li>・提案の内容は具体的か。</li><li>・提案の内容は質及び量ともに価格に見合う内容か。</li><li>・事業の実現によって十分な効果を期待できるか。</li></ul>
実現可能性	20点 (各10点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の実現可能性は高いか。</li><li>・企画内容に応じたスケジュール設計となっているか。</li></ul>
業務遂行能力	20点 (各10点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・遅滞なく事業を遂行するための実施体制や京都市との連携・協議体制が適切に構築されているか。</li><li>・本業務と類似する事業に関する十分な実績と経験があるか。</li></ul>
独自性	10点	<ul style="list-style-type: none"><li>・独自性・先進性を有するか。</li></ul>
見積金額	10点	<ul style="list-style-type: none"><li>・以下の数式により算出（※小数点以下は切捨て） 評価点=10点×(全受託希望者の中の最低提案価格)÷(受託希望者の提案価格)</li></ul>

## 12 審査結果の通知・公表

審査結果を各事業者に通知するとともに、参加した事業者及び評価点を京都市ホームページ「京都市情報館」において公表する。

### 13 契約手続

プロポーザルの実施後、本プロポーザルで提示する仕様書及び受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する（契約締結日は、令和8年度予算執行が可能となる令和8年4月1日以降とする）。

受託候補者が、契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約する。また、その者と合意に達しないときは審査の結果の順位に従って協議を行う。

なお、京都市会において予算が承認されないなどの事情により本件に係る予算が成立しないときは、事業が中止になることがある。この場合において、本件委託のために行った準備行為等に係る費用が既に発生している場合でも、応募者は、その費用を京都市に請求することはできない。

### 14 プロポーザル参加申込書等提出先及び質問先

京都市 総合企画局 人口戦略室 住むなら京都推進担当（担当：中筋、木村）  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 番地  
電 話：075-222-3037 メール：sosei-senryaku@city.kyoto.lg.jp

# 共創プラットフォーム「京CLASS」

共創プラットフォーム「京CLASS」 (Community, Learning, Act, Settlement, Supporters)

